

## 回覧 ガイドライン

いちほら緑園都市 町会

### 町会からの回覧発信ルール

- ① 回覧物は、原則として、コミュニティーホール内にある回覧ボックスに入れます。例外として、至急回覧は手渡しとします。
- ② 回覧物を発信するルールは、原則として下記のようにします。  
「回覧」：日曜日の午後3時30分までにに入れてください（原則、週に1回）。  
「至急回覧」：適宜、必要の都度、発信します。【原則、地区長経由手渡し】
- ③ 町会の情報には、「承認スタンプ」を押します。これは、会長や副会長が検討済み、という意味です。地区役員会や訃報についてはこの限りではありません。

### ブロック長さん・班長さん等をお願いすること（回覧物の引取り）

※実際に誰がコミュニティーホールに回覧物を取りに来られるかは、各ブロックのルールに従ってください。

原則として、毎週、日曜日午後3時30分から5時迄に、ボックスから回覧物を受領してください。（コミュニティーホールは午後5時に閉館となります）

### 班長さんをお願いすること（回覧物の実際の回覧）

- ① 回覧の為の「回覧板」は、原則として「普通回覧用：2個」「至急回覧用：1個」を常備してください。班長交代のときは、後任の方に渡して下さい。
- ② 「回覧板」に不足や破損があれば、コミュニティーホールの窓口に持参の上、申し出てください。不足や甚だしい破損のときは交換致します。
- ③ 「回覧」：通常回覧をします。  
「至急回覧」：至急専用の回覧板を使用して下さい。  
※不在のお家は飛ばしてください。  
(最後の方が未だの家に廻して下さい)
- ④ 班の世帯数が多い場合は、回覧を2通作成する等の工夫をして下さい。  
(常備する回覧板は倍になります。)

以上

【交代のときには、次の班長さんに申し送りしてください】